

自殺対策計画策定委員会（第2回） 次第

日時 令和6年10月18日（金）

午後3時00分～

場所 行田市役所3階306会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）基本施策案、重点施策案及び指標案について

①第1回委員会の意見概要【資料1】

②第2次自殺対策計画の構成案【資料2】

③第2次自殺対策計画の素案【資料3】

④参考 第1次計画及び第2次計画関連施策【資料4】

（2）基本理念案及び啓発活動キャッチフレーズ案について

【資料5】

（3）その他

①今後のスケジュールについて【資料6】

4 閉 会

第 1 回委員会の意見概要

1. 高齢者、特に高齢男性が外に出てこないのが問題ではないか。
2. 閉じこもっている人への声かけが大事ではないか。
3. 地域のつながりを創出して、社会的処方を行うことが大事ではないか。
4. 民生委員・児童委員など関係団体へのゲートキーパー研修による人材育成が大事ではないか。
5. 相談を待つだけでなく、アウトリーチをすることが大事ではないか。
6. 引きこもりの対策には、本人だけでなく家族への支援も必要ではないか。
7. 自殺対策にあたっては、同じ立場や経験した人たちによる相談支援の場所が必要ではないか。
8. 若者への命に関する授業により、生きることがどれだけ大事なのかを普及啓発することが必要ではないか。
9. 自殺対策は成果が見にくい。計画推進での P D C A は、成果を確認できるような計画すべきではないか。

第 2 次自殺対策計画の構成案

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

第 2 章 行田市の自殺の現状

1. 統計でみる行田市の自殺の現状
2. 市民アンケートからみる心の健康に関する現状
3. 自殺の要因に関連する現状
4. 行田市の自殺現状のまとめ

第 3 章 基本的な考え方

1. 自殺対策の基本理念
2. 自殺対策の基本方針

本日の委員会で議論

第 4 章 自殺対策におけるこれからの取組み

1. 基本施策
 - 基本施策 1 市民への啓発と周知
 - 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成
 - 基本施策 3 自殺未遂者等への支援の充実
 - 基本施策 4 自死遺族等への支援の充実
 - 基本施策 5 児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり
 - 基本政策 6 地域におけるネットワークの強化
2. 重点施策
 - 重点施策 1 地域のつながりづくり
 - 重点施策 2 人材育成と相談体制の充実
 - 重点施策 3 生きることの大切さ（子ども・若者支援）
3. 成果指標及び参考数値
4. 生きる支援関連施策（一覧）

本日の委員会で議論

第 5 章 計画の推進

1. 計画の進捗管理

< 資料 >

1. 策定の経過
2. 行田市自殺対策計画策定委員会設置要綱
3. 自殺対策基本法
4. 自殺対策大綱
5. 第 8 次埼玉県地域保健医療計画（自殺予防対策部分抜粋）

第 2 次行田市自殺対策計画（案）

誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指す

令和 7 年 3 月

行田市

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨

国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個々の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、全国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）は依然高く、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、全国の総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になっています。このように非常事態はいまだに続いており、決して楽観できる状況にありません。

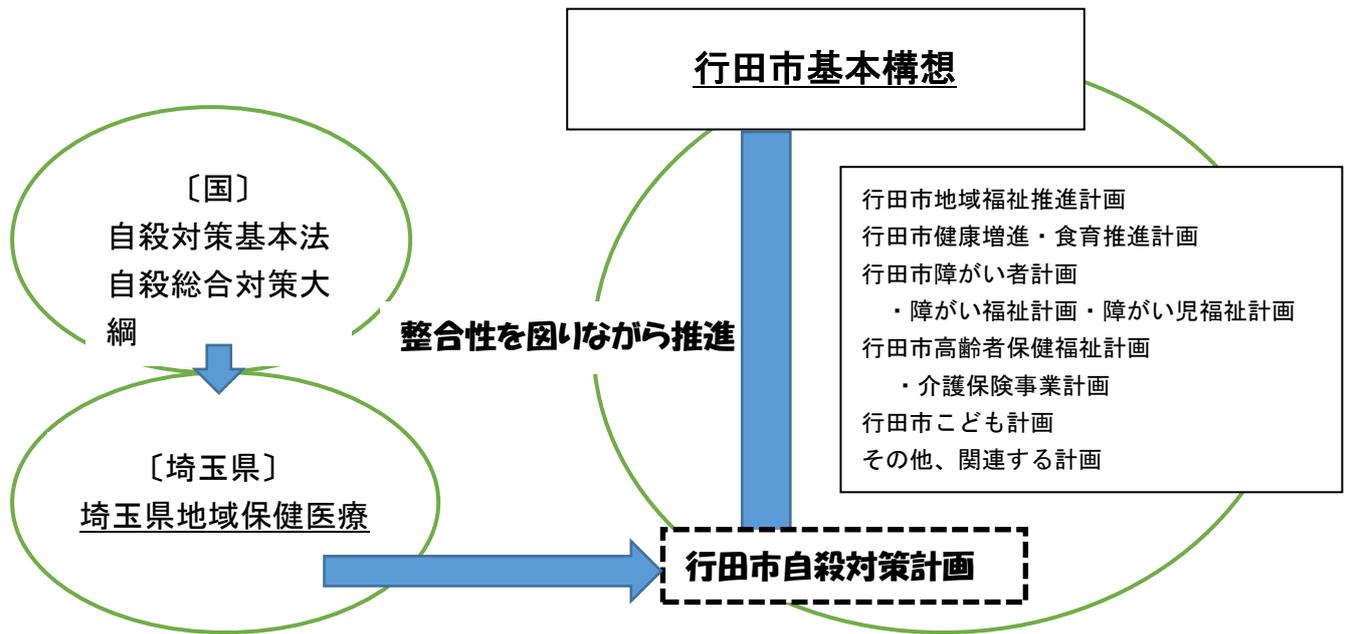
国においては、令和4年10月に、新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などが追加されるなど、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられています。また、埼玉県においては、令和6年3月に、「埼玉県地域保健医療計画」に包含する形で第3次となる自殺対策計画を策定し、自殺対策を進めています。

本市においては、令和2年3月に策定した「行田市自殺対策計画」を更に充実させ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域の課題をふまえた「第2次行田市自殺対策計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、国の定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は、本市の総合指針である「行田市基本構想」を踏まえるとともに、行田市地域福祉推進計画をはじめとする関連性の高い各種計画との整合性を図っていきます。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化等によって見直しが必要となった場合には、適宜、適切に見直すものとします。

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
自殺対策計画	策定	→					見直し	→

第2章 行田市の自殺の現状

1. 統計でみる行田市の自殺の現状

自殺に関する統計データには、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人を対象に集計していますが、警察庁の「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しています。

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル 2023」を活用し、自殺の現状の把握に努めました。

○ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の違い

■ 調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象としています。

警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象としています。

■ 調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上します。

警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上します。

なお、いずれの統計も暦年（1月～12月まで）の統計です。

■ 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しません。

一方、警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上しています。

○ 統計データの留意点

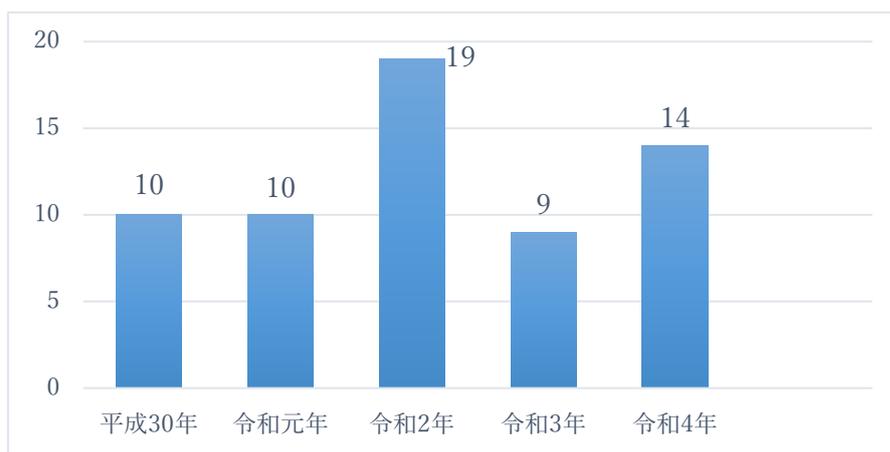
■ 「自殺死亡率」とは、人口10万人あたりの自殺者数です。

■ 割合（%）は、それぞれの割合を四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和2年が19人と最も多く、年によって増減があります。総じて、前回の行田市自殺対策計画（平成25年18人、平成26年16人、平成27年22人、平成28年11人、平成29年17人）の数値から減少傾向にあります。

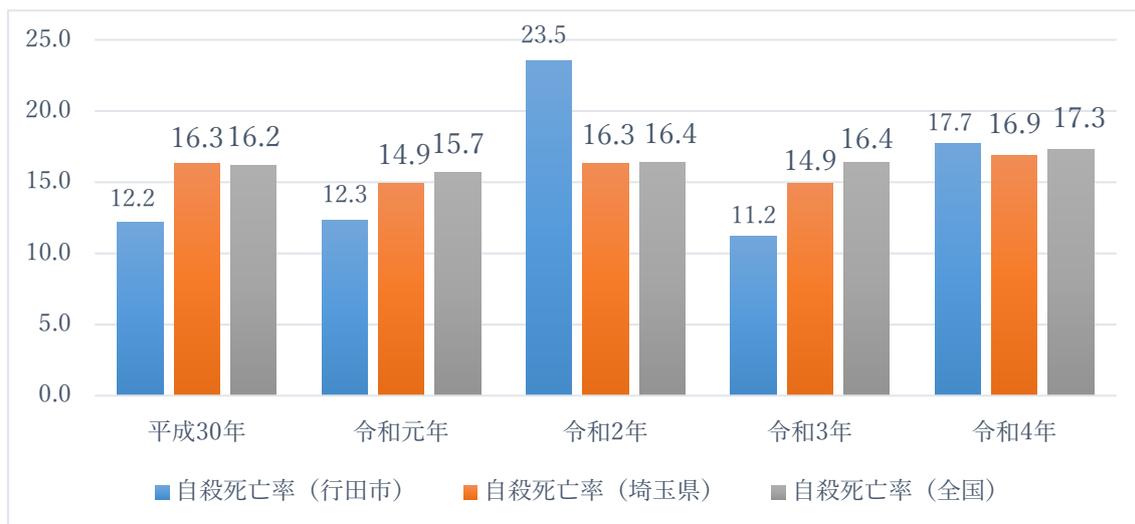
図1 自殺者数の推移 (単位：人)



〔資料〕警察庁「自殺統計」

本市の自殺死亡率※は、令和2年に23.5人と高くなっています。その後、令和3年には11.2人に下がりましたが、令和4年には17.7人と埼玉県及び全国より高い状況となっています。

図2 自殺死亡率の推移 (単位：人口10万対)



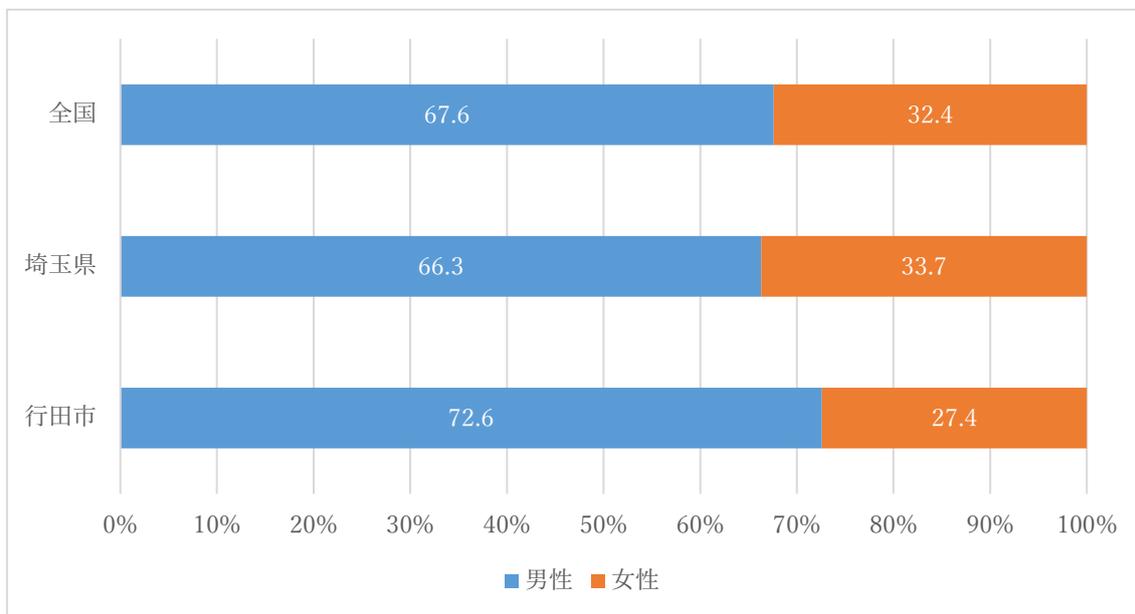
〔資料〕警察庁「自殺統計」

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を表します。

(2) 性別、年代別割合

本市の自殺者の男女別割合は、男性が72.6%、女性が27.4%です。

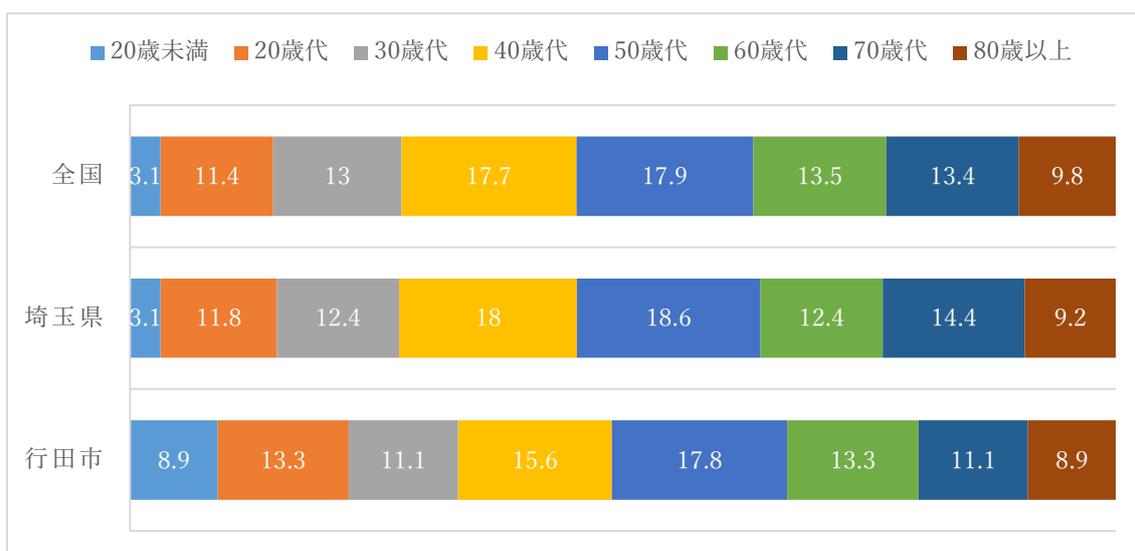
図3 自殺者の男女別割合（平成30年～令和4年の累計）（単位：%）



〔資料〕警察庁「自殺統計」

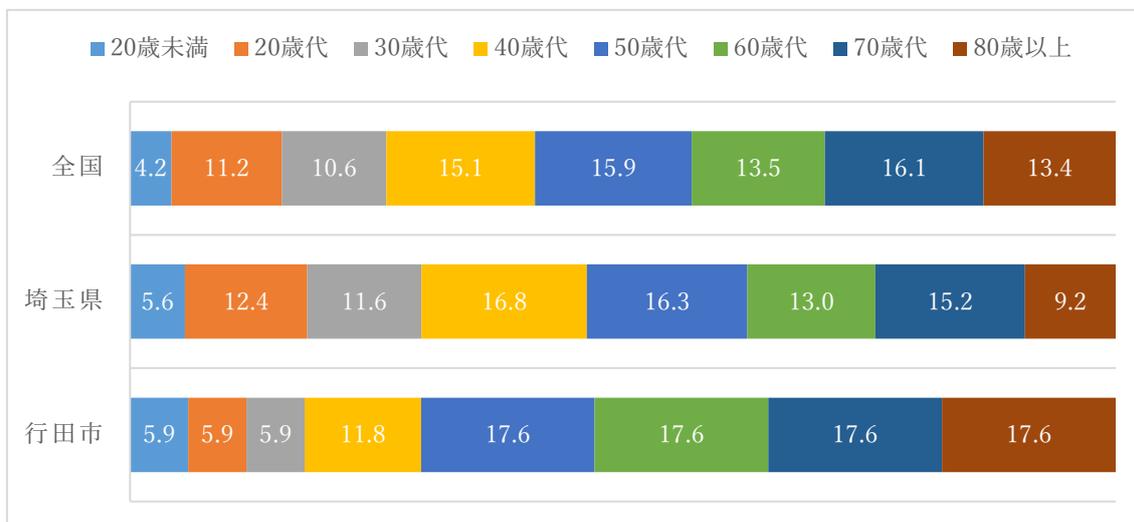
本市の自殺者の年齢別割合を見ると、埼玉県及び全国と比較して、男性では20歳未満、20歳代の割合が高く、女性では20歳未満、50歳代以降の割合が高い状況です。

図4 自殺者（男性）の年齢別割合（平成30年～令和4年の累計）（単位：%）



〔資料〕警察庁「自殺統計」

図5 自殺者（女性）の年齢別割合（平成30年～令和4年の累計）（単位：％）



〔資料〕警察庁「自殺統計」

（3）ライフステージ別死因

本市の平成30年～令和4年までの5年間累計のライフステージ別死因では、青年期の死因で第1位、壮年期で死因の第2位、中年期で死因の第4位となっています。

表1 ライフステージ別死因上位4位（平成30年～令和4年）（単位：％）

	幼年期 (0～4歳)	少年期 (5～14歳)	青年期 (15～24歳)	壮年期 (25～44歳)	中年期 (45～64歳)	高齢期 (65歳以上)	総数
第1位	周産期に発生した病態 28.6%	悪性新生物 20%	自殺 66.7%	悪性新生物 31.5%	悪性新生物 38.6%	悪性新生物 24.5%	悪性新生物 25.7%
第2位	先天奇形、変形及び染色体異常 28.6%	インフルエンザ 20%	悪性新生物 11.1%	自殺 20.4%	心疾患（高血圧性を除く） 15.7%	心疾患（高血圧性を除く） 17.5%	心疾患（高血圧性を除く） 17.2%
第3位	その他の新生物 14.3%	先天奇形、変形及び染色体異常 20%	先天奇形、変形及び染色体異常 11.1%	心疾患（高血圧性を除く） 11.1%	脳血管疾患 7.2%	肺炎 9.3%	肺炎 8.5%
第4位	心疾患（高血圧性を除く） 14.3%			脳血管疾患 11.1%	自殺 5.5%	老衰 8.6%	老衰 7.7%

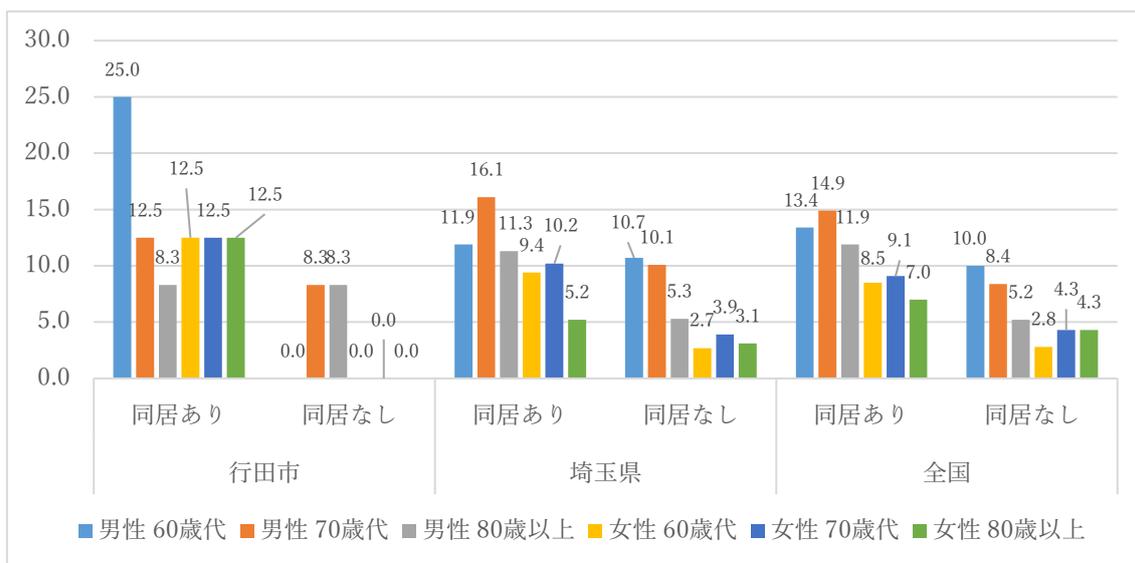
※死因順位に用いる分類項目による。但し、死因順位第4位までを掲載し、死亡割合が同率の場合は、死因簡単分類のコード番号順とする。〔資料〕埼玉県地域の現状と健康指標（人口動態統計）

(4) 同居人の有無による自殺者の状況

本市の60歳以上の自殺者を性別、年齢及び同居人の有無で見ると、「60歳代・男性・同居あり」が25.0%と埼玉県や全国と比較して高くなっています。

図6 自殺者の同居人有無による自殺者数の割合（平成30年～令和4年の累計）

（単位：％）



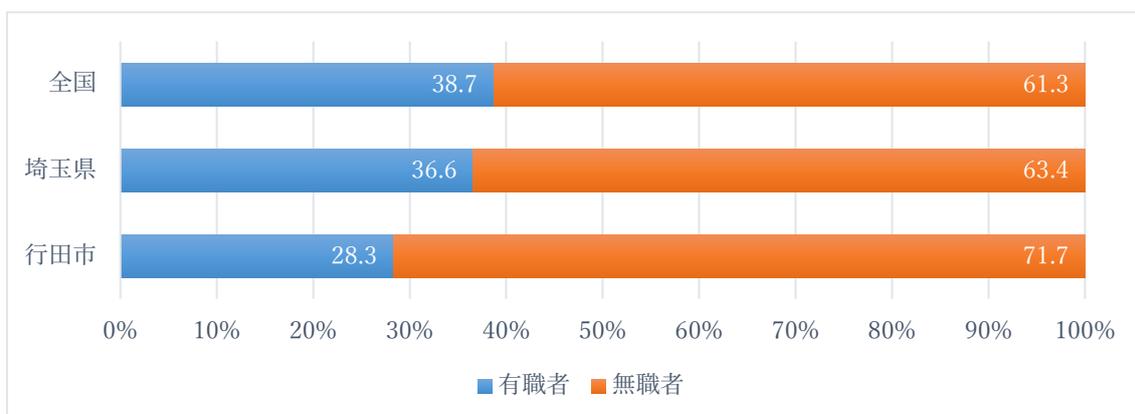
〔資料〕警察庁「自殺統計」

(5) 有職者・無職者の自殺の状況

本市の有職者・無職者の自殺の状況を見ると、埼玉県及び全国よりも無職者の割合が高い傾向にあります。

図7 有職者・無職者の自殺の割合（平成30年～令和4年の累計）

（単位：％）

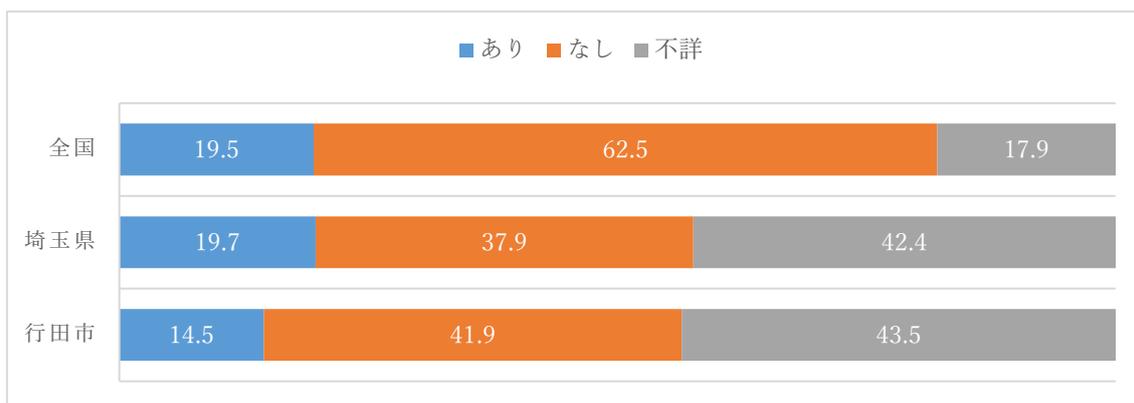


〔資料〕警察庁「自殺統計」

(6) 自殺者における未遂歴

本市の自殺者のうち過去に自殺未遂の経過のある者の割合は 14.5%で、埼玉県及び全国より低い傾向にあります。

図8 自殺者における未遂歴の有無（平成30年～令和4年の累計）（単位：%）



〔資料〕警察庁「自殺統計」

(7) 行田市における自殺の特徴

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル 2023」では、行田市の自殺の特徴について、性別・年代等の特性を明らかにしています。また、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に、「背景にある主な自殺の危機経路」を推定しています。この危機経路は、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したものです。

表2 行田市の主な自殺の特徴（平成30年～令和4年の合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性 60歳以上 無職・同居	9	14.5%	16.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職・同居	7	11.3%	20.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性 40～59歳 無職・同居	5	8.1%	135.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位:女性 40～59歳 無職・同居	5	8.1%	22.3	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
5位:男性 40～59歳 有職・同居	5	8.1%	11.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

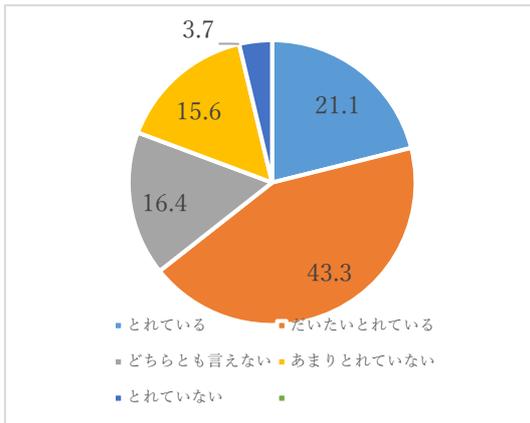
※「背景にある主な自殺の危機経路」自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク) を参考にしています。

2. 市民アンケートからみる心の健康に関する現状（「第3次行田市健康増進・食育推進計画」より）

（1）睡眠で日頃の疲れがとれているか

睡眠で疲れが「とれている」「だいたいとれている」と回答した人を合わせると64.4%です。

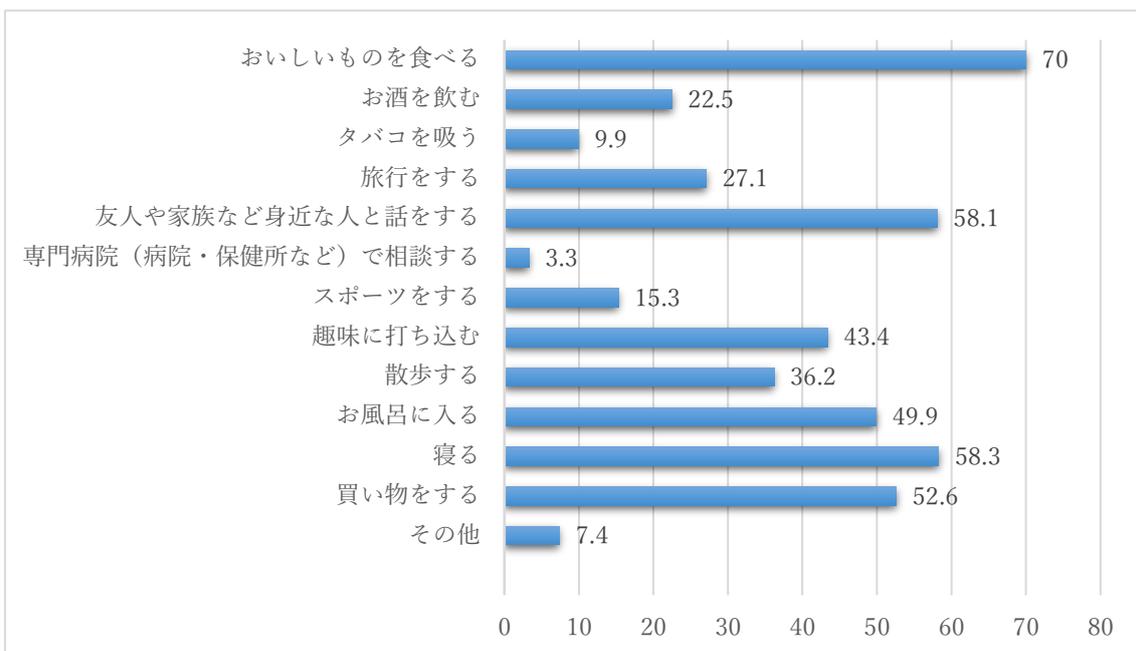
図9 睡眠で疲れが取れているか（単位：％）



（2）ストレスの解消法

ストレスの解消法は、「おいしいものを食べる」が70%、次いで「寝る」が58.3%、「友人や家族など身近な人と話をする」が58.1%、「買い物をする」が52.6%という状況になっています。

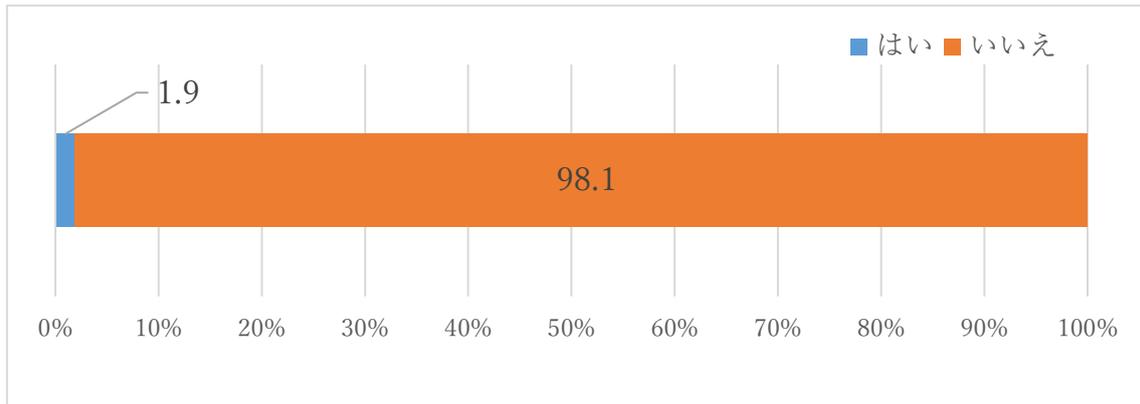
図10 ストレス解消法（複数回答）（単位：％）



(3) ひきこもりの方はいるか

家族の中に15～64歳の方で新型コロナウイルス感染症が流行する以前からひきこもりの方がいるかの質問に「はい」が1.9%となっています。

図11 家族の中にひきこもりの方がいる割合

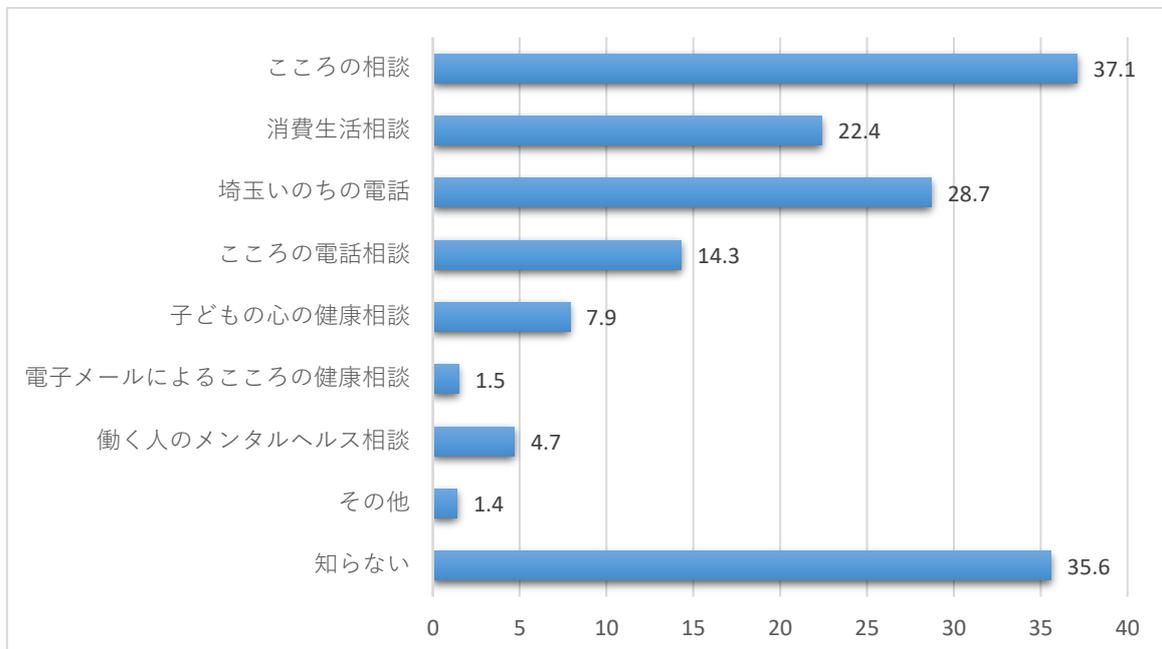


(4) 自殺防止やこころの健康のために行われている相談先を知っている

相談機関の周知度は「こころの相談」(健康課実施)が37.1%で最も多く、相談等窓口や事業を「知らない」人は35.6%です。

図12 自殺防止で知っている相談先(複数回答)

(単位: %)

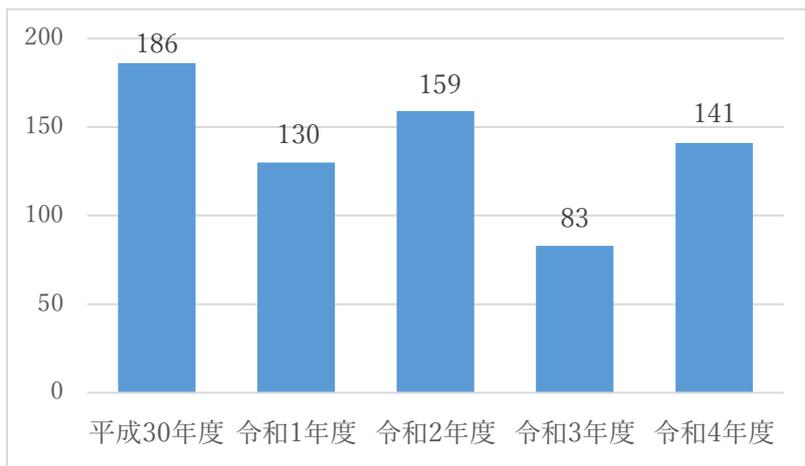


3. 自殺の要因に関連する現状

(1) 児童虐待件数の推移

本市の児童虐待件数は、年度によって増減があります。令和4年度は141件の相談がありました。

図13 本市の虐待件数の推移 (単位：件)

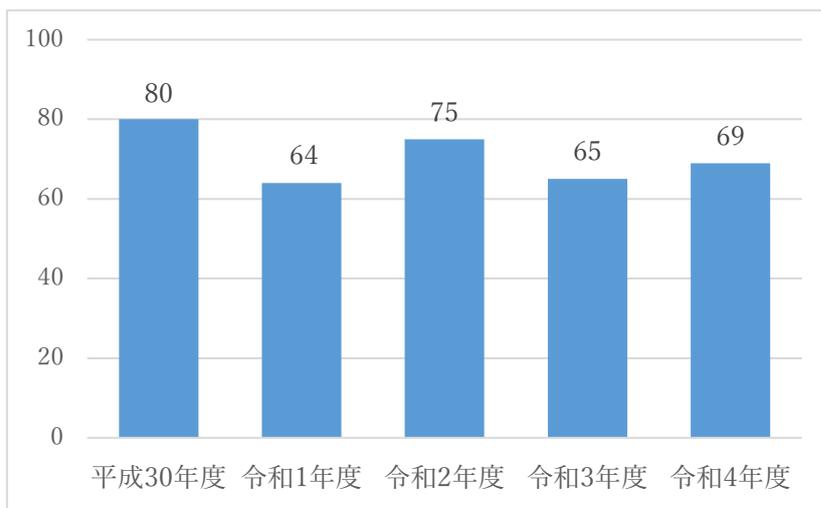


〔資料〕 こども家庭センター

(2) DVや夫婦関係、生活経済・生き方等の相談件数の推移

本市のDVや夫婦関係、生活経済・生き方等の相談件数は、年度によって増減があります。令和4年度は69件の相談がありました。

図14 DVや夫婦関係、生活経済・生き方の相談件数の推移 (単位：件)

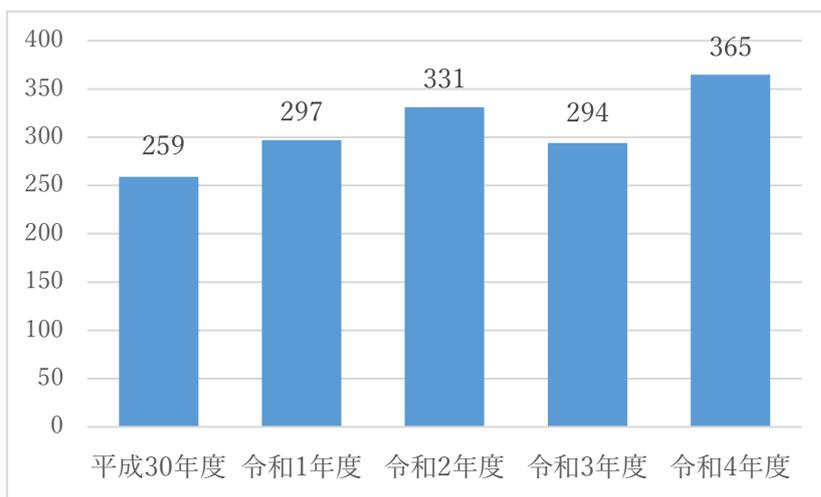


〔資料〕 男女共同参画推進センター

(3) 生活保護面接相談員 相談件数の推移（延べ件数）

本市の生活保護相談件数は、年度によって増減があります。令和4年度は365件で前年と比べ増加しました。

図15 生活保護面接相談員相談件数の推移（単位：件）

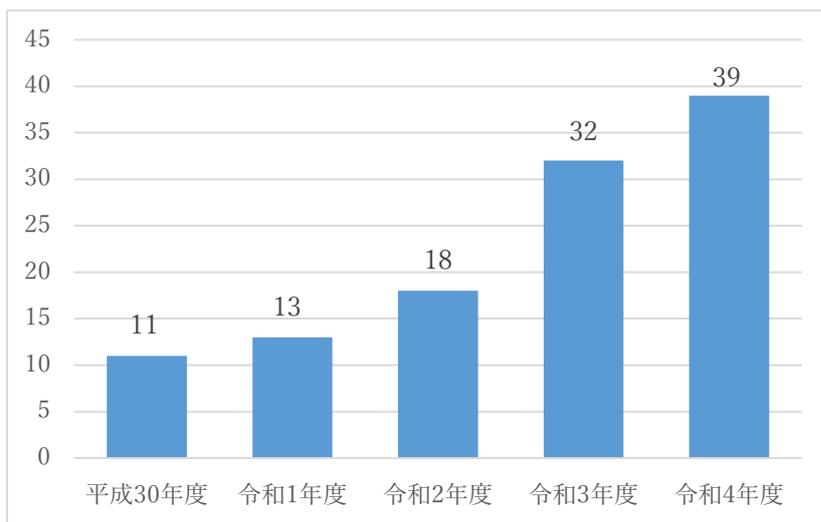


〔資料〕福祉課

(4) 小中学校における不登校児童生徒数の推移

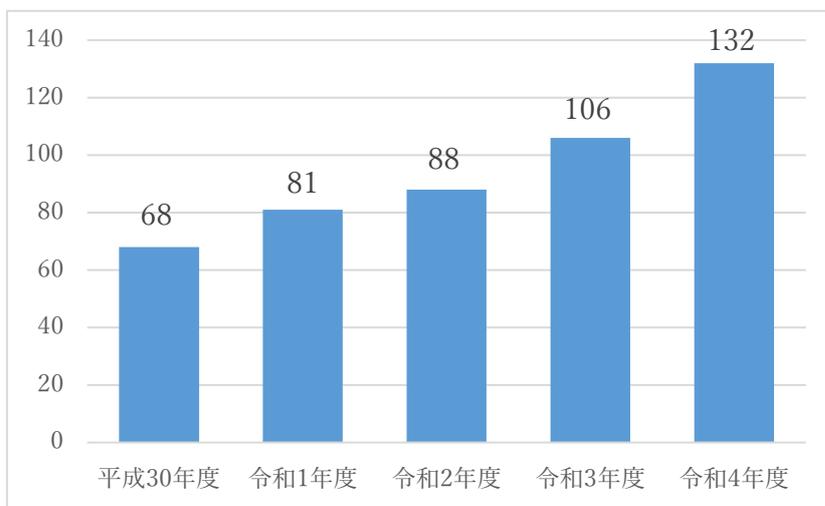
本市の小学校及び中学校における不登校児童数は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、休校を実施した以降に大幅に人数が増加しています。

図16 小学校の不登校児童数の推移（単位：人）



〔資料〕教育指導課

図17 中学校の不登校児童数の推移 (単位：人)



〔資料〕 教育指導課

4. 行田市の自殺現状のまとめ

NO	現 状
1	平成 30 年から令和 4 年までの市の自殺死亡率は、年によって増減がありますが、令和 2 年、令和 4 年では、埼玉県や全国より多い状況です。
2	市の自殺者の男女比は、男性 72.6%と、男性割合が高く、国・県では、前期間（H25～H29）より女性割合が高くなる一方で市では女性割合は低下している状況です。
3	市の自殺者の年齢別割合は、埼玉県及び全国と比較して、男性では 20 歳未満、20 歳代の割合が高く、女性では 20 歳未満、50 歳代以上の割合が高い状況です。
4	ライフステージ別の死因順位では、青年期（15 歳～24 歳）の第 1 位と壮年期（25 歳～44 歳）の第 2 位、中年期（45 歳～64 歳）の第 4 位が自殺となっています。
5	市の 60 歳以上の自殺者の状況として、「男性・60 歳代・同居あり」が 25%を占め、国・県より特に高くなっています。
6	市の無職者の自殺の割合が、埼玉県及び全国に比べて高い傾向にあります。
7	市の自殺者における自殺未遂歴の有無についての割合は、有が 14.5%です。同程度である全国、県に比べ低い状況です。
8	<p>市の自殺者について、性別・年齢・職業有無・同居人の有無の別で自殺者数が多い順に危機経路事例を明らかにすると、「女性 60 歳以上、無職・同居」の「身体疾患→病苦→うつ状態→自殺」が一番多く、次に、「男性 60 歳以上、無職・同居」の「失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺」が多い状況です。</p> <p>※本市の自殺者の危機経路を調査したものではなく、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したものです。</p>
9	本市では、「自殺防止の相談先」を「知らない」と回答した方が 35.6%います。

第3章 基本的な考え方

1. 自殺対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指す

【啓発活動のキャッチフレーズ】



自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。

また、多くの人にとって、自殺とは、自分に関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な「社会的な問題」であることを認識する必要があります。

そこで、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」と行田市の現状を踏まえ、前計画の自殺対策の基本理念を継続するとともに、啓発活動のキャッチフレーズを掲げるものです。

2. 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であることから、「生きるための支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとり

の生活を守るという姿勢で展開します。

自殺リスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機を回避する能力等の「生きることの促進要因」より、失業や借金、いじめ、人間関係の悪化、病苦、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに高まります。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みとともに「生きることの促進要因」を増やすことの実施を行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。

また、このような包括的な取組みを実施するため、様々な分野の施策や関係機関が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、いじめ等関連の分野においても同様に様々な関係機関が連携して取組みを展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組みや生活困窮自立支援制度などとの連携を推進することや、救急や精神科をはじめとする医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスが受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援レベル」、「地域連動レベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて協力を、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前予防」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「早期発見と対応」、それに自殺や自殺未遂が生じた場合における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があります。危機に陥った場合には、誰かに支援を求めることが重要であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

また、市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門の相談につなぎ、見守っていけるように、さらに、子どものころから自己肯定感を育て、生きることの危機に陥ったときに信頼できる人への相談ができるように、広報活動や教育の実施に努めます。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策をとおして「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行田市だけでなく、国、県、救急及び精神科をはじめとする関係機関や民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。自殺に関わる全ての人が、このことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めていく必要があります。

第4章 自殺対策におけるこれからの取組み

1. 基本施策

本市では、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みである「市民への啓発と周知」「自殺対策を支える人材の育成」「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」「児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり」「地域におけるネットワークの強化」の6つを基本施策とし、それぞれの関係機関で推し進めながら、かつ連携し包括的に取り組むことで、本市における自殺対策を推進していきます。

基本施策1 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることもあり、危機に陥った際に、適切な支援へとつながりにくい現実もあります。

そこで、「生きることの阻害要因」となりうるさまざまな問題に合った相談窓口等の情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう地域全体に向けた普及啓発を図ります。

(1) 相談窓口の案内や自殺予防関連の資料配布

自殺予防に関する正しい知識の普及や電話、SNS等のさまざまな相談窓口の周知のために、あらゆる機会を通じ、リーフレット等を活用し、啓発を推進します。

また、市民便利帳に、行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度等の情報の他、暮らしに役立つ生活情報、支援に関する相談先の情報をわかりやすく掲載します。

さらに、おすすめ資料企画展示、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には、自殺対策関連だけでなく、「生きることの促進要因」となるよう趣味に繋がるようなもの等も含め、幅広い展示や情報提供を行います。

(2) 市民向けの講座等の開催

自殺対策に関する市民の理解を深めるため、また、自殺やその要因となる危機を回避し「生きることの支援」につながるよう、さまざまなテーマを取り上げた講座等を開催します。

(3) メディア等を活用した啓発活動

自殺対策に関する理解を広げるために、広報紙やホームページを活用し、普及啓発していきます。また、SNSによる情報発信、新聞各社／テレビ／ラジオなどの情報伝達にも努めていきます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺に対する正しい知識の普及

と自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応・連携を図ることのできる人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる重要な取組みです。

(1) 行政・学校現場及び民生委員・児童委員など地域で活動されている方を対象とする研修

市職員を始め、民生委員・児童委員など地域で活動されている方に対し、ゲートキーパー等の自殺対策に関する研修を実施し、危機に陥っている人の傾聴や適した相談窓口へつなぐことの重要性を学ぶ機会を作り、自殺対策の支え手となる人材を育成していきます。

また、学校においては、教職員及び管理職を対象として、児童生徒のいじめ・不登校・暴力行為等の問題行動の未然防止・早期発見・指導のための教職員研修を実施し、児童生徒の自殺防止に努めます。

※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられている人のこと。

(2) 市民に対する研修

市民を対象に、こころの健康づくり、食生活、生活習慣病、救命講座、認知症などについて学ぶ機会を提供し地域に広くその知識を普及することにより、地域全体で生きるための包括的な支援を行う人材の養成を進めます。

基本施策3 自殺未遂者等への支援の充実

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自分自身の自己肯定感、信頼できる人間関係を保つこと、危機があれば回避する能力等）」が失われたり、「生きることの促進要因」より、「生きることの阻害要因（失業や借金、いじめ、人間関係の悪化、病苦、生活苦等）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。

そこで、本市においても「生きることの促進要因」の強化につなげるさまざまな取り組みを進めます。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺は、失業や借金、いじめ、人間関係の悪化、病苦、子育ての孤立等、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、適切な相談機関や窓口につなぐためにも、関係機関との連携を図ることが重要です。

消費者相談、法律相談、申告・税務相談、納税相談、福祉総合相談、高齢者総合相談、介護者相談、重複多受診者の相談、こころの相談、子育ての相談、教育相談等の各種相談及び相談にくることが難しい方へのアウトリーチ支援を充実させるとともに、寄り添った相談支援が行えるよう自殺リスクを抱えたことのある方による相談体制を検討します。

また、複雑・多様化する相談を支援機関ですべて受け入れて、必要な支援につなげていくための包括的相談支援・多機関協働の体制を整備するとともに、市民へ相談窓口を幅広く周

知します。

(2) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱える人が、人や支援とつながるよう、地域公民館等での継続的な活動を行うクラブや生涯学習等の教室を支援します。

高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進するため、老人クラブ活動やボランティア活動などを推進します。ひとり暮らしで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける距離で気軽に集える場として「いきいきサロン」の設置を支援していきます。

また、地域子育て支援拠点事業として、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置等の居場所づくりに取り組むとともに、子育てが孤立化しないよう、おうち子育て支援事業の取り組みを推進します。

(3) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺者全体の約2割ですが、再度の自殺企図を防ぐためにも、自殺の原因となったさまざまな問題に対して、関係機関と連携しながら相談支援を継続していきます。また、寄り添った相談支援が行えるよう自殺リスクを抱えたことのある方による相談体制を検討します。

基本施策4 自死遺族等への支援の充実

自死遺族は、大切な人を突然失ったことに対する悲しみで、心に深い傷を残し、苦しみを抱えながら、相談に至らずに地域から孤立する可能性があります。そのため、遺された親族や周囲の人の苦しみの不安の軽減に関係機関と連携を図りながら取り組みます。

(1) 遺された人への支援

自殺者の多くは、家族と同居しており、遺された家族や周囲の人々にも深刻な影響を与えます。そこで、遺された家族や周囲の人のために、こころの相談や自死遺族家族会の案内等を行うことで、精神的な負担の軽減を図ります。

基本施策5 児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり

自殺の背景にあるとされるさまざまな危機への対処方法や相談先に関する情報を早い時期から身につけることは、将来の自殺リスクの低減に繋がると考えられます。

児童生徒が、「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、危機に直面した際に、信頼できる人に助けを求められるよう、関係機関と連携し、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育等を推進していきます。

(1) 児童生徒や若年層への自己肯定感向上の推進

児童生徒の自己肯定感の向上を図るため、コミュニティ活動やキャリア教育、生命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。また、こどもが自分らしく安心して過ごせるための、こどもの居場所づくりを推進していきます。

(2) 児童生徒や若年層への相談支援の推進

児童生徒や若年層が抱えるさまざまな問題に対しては、家庭児童相談や教育相談等が関係機関と連携を図りながら対応していきます。

また、不登校児童生徒に対しては、適応指導教室を設置し、集団生活への適応力を高めるとともに、孤立を防ぐための居場所づくりや学校、地域で見守る体制づくりをしていきます。

(3) 児童生徒が SOS を出せる環境づくり

児童生徒が、さまざまな困難に直面した際に、信頼できる人に SOS の出すことができるよう、教育分野及び社会福祉分野の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。

また、児童生徒の SOS に早期に気付き対応できるよう、関係機関等とのネットワークの構築、保護者・教職員等に対する支援・相談、学校のチーム体制の構築・支援等を行います。

(4) 児童生徒や若年層への健全育成に資する各種取組みの推進

児童生徒や若年層に対し、公民館及び地域公民館において、生活や自然、ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを実施し、豊かな人間性の育みや人との関わりを学ぶ等、健全育成のための取組みを推進します。

基本施策 6 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、さまざまな要因が複雑に絡み合って、心理的に追い込まれた末の死です。そのような自殺の危機に対しての支援を推進する上での基盤となる取組みが、地域におけるネットワークの強化です。そのため、全庁的な施策を通して、地域で展開されているさまざまなネットワークと自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

(1) 住民同士の助け合いへの支援

地域安心ふれあい事業では、住民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるための「ふれあい見守り活動」と、公的サービスでは対応しきれない「谷間」を埋める「いきいき・元気サポート制度」を推進します。

(2) 地域のつながりの強化

高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進するため、老人クラブ活動やボランティア活動などを推進します。ひとり暮らしで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける距離で気軽に集える場として「いきいきサロン」の設置を支援していきます。

また、地域包括ケアシステム事業では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域で一体的に提供する地域包括ケアシステム推進や関係者同士の連携を深める地域支援ネットワーク会議を行い、地域のつながりを維持、強化することで、地域の中で SOS が出しやすい総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

2. 重点施策

「地域自殺実態プロフィール 2023」(一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター)によれば、市の自殺の特徴として、「高齢者」、「生活困窮者」及び「無職者・失業者」が指摘されています。しかしながら重点施策については、これらの分野ごとの対策を実施するのではなく、(1)地域のつながりづくりによって孤立・孤独を防止していくこと、(2)地域でゲートキーパーを広げていくこと、(3)相談を待つだけでなくアウトリーチをすること、(4)子ども・若者に生きることが大事だと思ってもらうこと、ということに取り組むべきと考えることから、基本施策の中から以下について重点的に進めていきます。

重点施策1 地域のつながりづくり

(1) 住民同士の助け合いへの支援

地域安心ふれあい事業では、住民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるための「ふれあい見守り活動」と、公的サービスでは対応しきれない「谷間」を埋める「いきいき・元気サポート制度」を推進します。

(2) 地域のつながりの強化

高齢者が自分らしさを発揮できる場、自分らしさを持つための学びの機会、地域で役割を持つための機会づくりなどを推進するため、老人クラブ活動やボランティア活動などを推進します。ひとり暮らしで自宅に閉じこもりがちな高齢者が、その自宅から歩いて行ける距離で気軽に集える場として「いきいきサロン」の設置を支援していきます。

また、地域包括ケアシステム事業では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域で一体的に提供する地域包括ケアシステム推進や関係者同士の連携を深める地域支援ネットワーク会議を行い、地域のつながりを維持、強化することで、地域の中でSOSが出しやすい総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

重点施策2 人材育成と相談体制の充実

(1) 民生委員・児童委員など地域で活動されている方を対象とする研修

民生委員・児童委員など地域で活動されている方に対し、ゲートキーパー等の自殺対策に関する研修を実施し、危機に陥っている人の傾聴や適した相談窓口へつなぐことの重要性を学ぶ機会を作り、自殺対策の支え手となる人材を育成していきます。

(2) 地域共生社会の取組(地域づくり、多機関協働)

地元企業や学校、NPOなどさまざまな団体との連携を強化し、孤独や生活困窮等の問題を抱える市民へのアウトリーチ活動を行うとともに、各世代が互いに学び、支え合う中で、喜びも困難も分かち合えるような地域づくりに取り組んでいきます。

重点施策3 生きることの大切さ(子ども・若者支援)

児童生徒の自己肯定感の向上を図るため、生命に関する授業などの教育等を、関係機関と連携を図りながら推進をしていきます。

成果指標及び参考数値

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

本市では、自殺対策の成果指標についてはPDCAサイクルにより評価可能なものとするため、重点施策に位置付けた基本施策から設定することとし、国、県が数値目標とする「自殺死亡率」については参考数値といたします。

◎成果指標

1	支えあいマップの更新を年60自治会以上で実施する。
2	いきいきサロンの新規設置個所を年3箇所以上増やす。
3	民生委員・児童委員のゲートキーパーを徐々に増やしていくため、研修を年1回実施する。
4	小中学校での助産師やピンクリボンの会等による「生命に関する授業」の全校実施を目指す。

◎国・県の数値目標に基づいた参考数値

行田市

基準年	平成27年	令和4年（現状値）	令和9年
自殺死亡率	23.5	17.7	16.5
対27年比	100%	75%	70%

※本計画最終年度において自殺死亡率を確認するため、令和9年としました。

埼玉県の数値目標

基準年	平成27年	令和3年（現状値）	令和8年
自殺死亡率	18.0	15.2	12.6
対27年比	100%	85%	70%

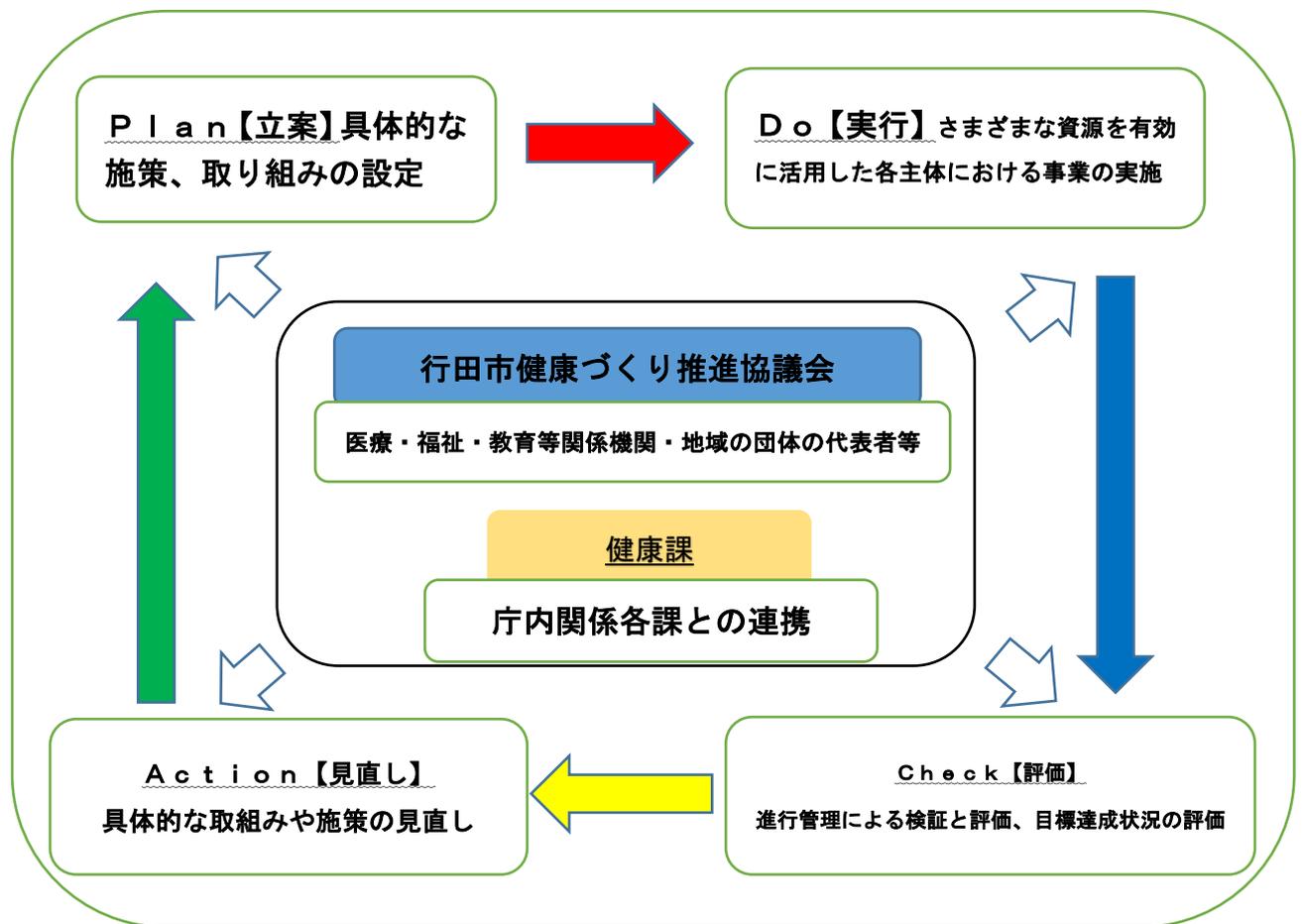
国の数値目標

基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率	18.5	13.0
対27年比	100%	70%

第5章 計画の推進

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として実施することが必要であり、幅広い分野での「生きる支援」に関連する事業を連携していくことが重要です。本市の自殺対策を全庁的な取組みとして推進させるため、自殺対策計画の情報共有とあわせて市職員へのゲートキーパー研修の実施により、庁内の連携体制を推進します。

また、医療・福祉・教育等関係機関及び地域の団体の代表者等から構成する「行田市健康づくり推進協議会」において、計画の最終年度には施策の実施状況及び本市の自殺状況の評価・検証を行い、「PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check:評価、Action：見直し）サイクル」により、次期計画策定に活かしていきます。



④ 参考 第1次計画及び第2次計画関連施策

<基本施策>

基本施策1 市民への啓発と周知

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策3 自殺未遂者等への支援の充実

基本施策4 自殺遺族等への支援の充実

基本施策5 児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり

基本施策6 地域におけるネットワークの強化

<重点施策>

【第1次計画】

重点施策1 高齢者への対策

重点施策2 生活困窮者への対策

重点施策3 勤務・経営問題への対策



【第2次計画(案)】

重点施策1 地域のつながりづくり

重点施策2 人材育成と相談体制の充実

重点施策3 生きることの大切さ(子ども、若者支援)

施策 NO	計画における項目	実施内容	令和5年度実施状況	第2次基本施策(案)	第1次重点施策	第2次重点施策
基本施策1 市民への啓発と周知						
(1)相談窓口の案内や自殺予防関連の資料配布						
1	情報提供及び研修	健康や自殺予防に関する情報を、資料や研修を通して、各課及び関係機関に提供する。	・相談窓口等のポスターやリーフレットを関係機関に配布し情報提供した。 ・自殺予防週間を9月に、自殺対策強化月間を3月に、こころの相談を市報に掲載し周知した。 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、ゲートキーパーの必要性について情報提供した。R3:2回43人、R4:2回47人、R5:2回35人	・実施を継続		1-3
2	市民便利帳の発行	行政のしくみや役所における各種手続き方法、助成制度等の情報の他、暮らしに役立つ生活情報を掲載する。	・自殺など心の悩みを相談できる「こころの相談」記事を掲載。	・実施を継続		
3	行田市健康増進・食育推進計画策定	健康づくり推進協議会による進捗管理 健康づくり月間の周知・広報 健康増進事業の実施	・第3次計画の年度当初に、市民にも行動変容を促すため、計画の概要版を全戸配布した。	・計画の中間及び最終年度に評価をし、令和9年度に第4次計画を策定する。		
4	行田市自殺対策計画策定	令和元年度に、自殺対策計画を策定する。	・自殺対策計画の重点施策の進捗状況について実施状況を確認した。	・令和6年度は第2次計画策定のため、進捗状況の確認や見直し、策定委員会を実施する。		
(2)市民向けの講座等の開催						
5	健康づくりのための教室	各種健康づくりのための教室に参加することで、生活習慣改善の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	・運動、栄養、休養に関する内容の他、病態に関する内容を実施した。 ・年間16回実施、延388名の参加。	・若い世代の参加を促すために、前年度同様ヤング乳がんエコー検診や骨粗しょう症と抱き合わせでの講座実施をする。		
6	健康教室(気持ちリフレッシュ講座)	年1回、気持ちリフレッシュ講座を実施する。	・健康づくりのための教室の一環として実施。 ・臨床心理士を講師に迎え開催。 ・市民35名参加。	・継続して実施していく。		
7	介護者教室	介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。	・年10回実施	・支援者同士のつながりを強化し、孤立化防止を行っていく。	1	
8	おすすめ資料企画展示	健康づくりに関する展示や、趣味に繋がるようなもの等幅広い展示を行い、資料との出会いの場を提供している。さまざまな情報を提供することで市民の生活の質を高めることに貢献している。	・各年代に向けて、月ごとにテーマを変えた特集の資料展示を行い、様々な資料に触れる場を設けた。	・実施を継続		
9	教育・文化サービスの提供	無料で映画会やおはなし会を行い、市民が楽しめる場所、新しい図書館資料と出会える場所を提供している。	・図書館内にある絵本やDVDを用いたおはなし会や映画会を定期的に行った。	・実施を継続		
10	男女共同参画推進事業	セミナー・講座の開催や、情報紙等による広報を行うと共に意識啓発と併せて、「MVAぎょうだ」を拠点施設として市民、事業者、教育機関、地域活動団体など多様な主体が連携して取り組み、それぞれが抱える課題に男女	・セミナー・講座等 年7回開催 ・参加者 延べ103名	・実施を継続	3	

		共同参画の視点を取り入れて解決を図る実践的な活動を行う。			
(3)メディア等を活用した啓発活動					
11	行政の情報提供・広報に関する事務(広報等による情報発信)	・行政に関する情報・生活情報に掲載と充実 ・自治体のホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信 ・新聞各社/テレビ/ラジオなどでの情報伝達 ・広報紙等の編集・発行	・自殺予防週間に合わせ市報「ぎょうだ」9月号で、自殺対策強化月間に合わせ市報「ぎょうだ」3月号で、身近な相談窓口を案内する記事を掲載。	・実施を継続	
12	定例記者会見	新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されるよう市長自らが行政施策の発表を行う。	・市長が行政施策の発表を自ら行っている。 ・年12回市報の発行。 ・記者会見を実施。	・実施を継続	
13	情報発信事業	市の情報に限らず、他施設での事業や企画等のポスター・チラシを掲示し、市民生活の充実・有益な情報の提供を行っている。	・市内を中心に様々な施設のイベント等のポスターやチラシの掲示を行った。	・実施を継続	
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成					
(1)行政・学校現場及び民生委員・児童委員など地域で活動されている方を対象とする研修					
14	情報提供及びゲートキーパー養成講座	健康や自殺予防に関する情報を、資料や研修を通して、各課及び関係機関に提供する。	・相談窓口等のポスターやリーフレットを関係機関に配布し情報提供した。 ・自殺予防週間に9月に、自殺対策強化月間に3月に、こころの相談を市報に掲載し周知した。 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、ゲートキーパーの必要性について情報提供した。R3:2回43人、R4:2回47人、R5:2回35人	・新たに、民生委員・児童委員を対象とするゲートキーパー養成講座を実施する。	1-3
15	教育相談事業	電話、面接相談を中心に教育相談を実施する。 要請に応じて各小・中学校を訪問する巡回教育相談を実施する。 児童生徒の行動観察を行い、専門的な立場からの見立てを通して、学校関係者に指導・助言をする支援を実施する。	・面談相談を行い、きめ細やかな相談に努められた。年々相談件数は増加傾向にあり、特に子供の発達に関して悩む保護者の利用が多くなっているとともに、学校からも専門的知見を学びたい旨の相談が増えている。 ・約2000件の電話相談を実施。	・今後も、保護者や学校のニーズに合わせて教育相談を確実に実施し、子供の特性の理解に努めていく。	2
16	学級集団アセスメントの実施	児童生徒にhyper-QU(アンケート)を実施し保護者へ診断結果を渡すとともに、学校では診断結果を今後の学級経営や指導に役立てる。	・希望のあった小・中学校で年2回実施 ・小学校10校・中学校7校が希望をし、小学校5年生で445名、中学校2年生で493名が実施	・希望する小・中学校で年1回実施	2
17	生徒指導強化推進委員会	問題行動の未然防止を含め児童生徒の健全育成のための教職員の研修を実施する。	・令和2年度より、学校警察連絡協議会と並行して年2回実施	・年2回実施	
18	生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	・特別支援教育担当教職員を対象に研修会を開催し、適切な教育環境を整え、指導・支援にあたることができる。 ・生徒指導の視点から教職員研修を行い、問題行動の未然防止・早期発見を含めた理解を深め、児童生徒の健全育成にあたることができる。	・年に5回、特別支援教育担当者向けに研修会を実施した。 ・児童生徒一人一人に応じた適切な教育環境を整えた。また、生徒指導・教育相談中級研修会を羽生市・加須市とともに合同実施し、問題行動の未然防止・早期発見を含めた教職員の理解を深め、児童生徒の健全育成にあたるようにした。	・年に5回、特別支援教育担当者向けに研修会を実施した。 ・児童生徒一人一人に応じた適切な教育環境を整えた。また、生徒指導・教育相談中級研修会を羽生市・加須市とともに合同実施し、問題行動の未然防止・早期発見を含めた教職員の理解を深め、児童生徒の	

				健全育成にあたることができるようにする。 ・令和6年1月からは旧星宮小へ移転し事業を進めていく。		
19	学校管理職研修	学校管理職研修会を開催し、いじめ・不登校・暴力行為等の防止に対する意識向上と、教職員の人事管理・人材育成についての周知・徹底を図ることができる。	・研修会を実施し、各学校でも校内研修をしてもらうための啓発を行った。 ・子どものいじめや不登校に対しては、校内生徒指導委員会や教育相談委員会において、指導方針を共有したり、個別のケース会議を行った。	・研修会を実施し、各学校でも校内研修をもらうための啓発を行う。		
20	小中学校安全衛生推進業務	毎年度、衛生推進者を選任し学校環境衛生を推進する。また、教職員をメンタルヘルス研修会等へ参加させる。 長時間勤務の教職員に対しては、医師による面談を行う。	・全小中学校20校全校の衛生推進者を選任した。	・実施を継続	3	
(2)市民に対する研修						
21	各種救命講習	市民に対し普通救命講習、上級救命講習、市内中学生を対象とした救命入門コース及びステップアップ講習を開催し、心肺蘇生法、応急手当の重要性を教え救命率の向上を図る。	・受講人数 普通救命 348人 上級救命講習 58人 ステップアップ 35人	・実施を継続		
22	健康づくりマイスター修生の会	熱中症やその他健康づくりに関する知識を高め、地域に普及啓発を図る。	・マイスター認定者は4名。	・令和5年度末で終了		
23	健康づくりチャレンジポイント事業	健診(検診)やウォーキング等の対象となる健康づくり活動を行い、必要なポイントを貯め、保健センターで面談することで、市内共通商品券がもらえ、生活改善につなげることができる。	・申請者・達成者は297名。	・歩数管理をアプリで行っている方に関しては、職員が歩数を確認する他、その他健(検)診の結果も窓口で確認し、特に写しはもらわない形とし、窓口の簡素化を図る。		
24	食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	・調理実習を行うことに未だ抵抗がある方も多いため、令和5年度の実施は見送ることとした。	・再開に向けて検討		
25	食生活改善推進員リーダー研修	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	・年8回、112人参加。	・実施を継続		
26	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	・年6回実施	・事業を継続するとともに定期開催と別に企業向けに講座を行うなどしてサポーターを増やす。	1	
27	健康長寿サポーター養成講座	生活習慣病予防のための知識を高め、自身だけでなく家族や地域に知識を普及し、地域全体の健康寿命の延伸を図る。	・12名の参加で1回実施。	・HP等での周知も実施していく	2	
基本施策3 自殺未遂者等への支援の充実						
(1)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援						

28	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	・年間を通じて実施した。	・実施を継続	1・2	1
29	消費生活対策事務	消費者相談、情報提供 消費者教育、啓発 消費者団体活動支援	・消費生活相談 月～金 9:30～15:30、但し、正午～13:00を除く	・実施を継続	1・2	3
30	無料法律相談委託	法律相談	・毎月2回実施 ・第2木曜日(午後)・第4火曜日(午前)	・実施を継続	1・2・3	3
31	申告、税務相談	2月初旬～3月中旬にかけて、申告書の作成相談を行い、適切な申告が行えるように手助けをしている。また、上記期間以外の窓口業務でも、税や申告に関する問い合わせを受け付けている。	・申告期間:令和6年2月6日～令和6年3月15日 ・申告受付数2,371件。その他日常窓口での税務相談や申告受付あり。	・実施を継続	2	3
32	徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談の受付。	・通年実施。火曜日(～19時)は夜間相談窓口を、日曜日(午前中)は日曜相談窓口を実施している。	・実施を継続	2・3	3
33	臨時徴収員制度	訪問による税の収納事務を行う。	・随時実施した。	・実施を継続	2	
34	下水道受益者負担金の賦課・徴収・減免	・受益者に、土地の面積に応じた負担金を賦課し、徴収する。 ・滞納者に対する、納付勧奨・減免状況の把握。	・賦課・徴収業務を実施した。	・実施を継続	2	
35	下水道使用料の賦課・徴収	下水道使用料滞納者に対する徴収業務。	・賦課・徴収業務を実施した。	・実施を継続	2	
36	水道料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収事務 ・給水停止執行業務	・給水停止執行業務 年24回実施	・実施を継続	2	
37	包括的相談支援・多機関協働(重層的体制整備事業)	窓口において「断らない相談支援」を行い、相談を丸ごと受け止めるとともに、庁内外の連携強化を図り、多機関による漏れのない受け止め体制を構築することで、切れ目のない支援を行う。	・複雑・多様化する相談を支援機関で丸ごと受け止め、必要な支援につなげていくため、研修会やワークショップ、意見交換会などを行い、支援体制の整備を図った。	・令和6年度から本格的に重層的支援体制整備事業を実施し、複雑・多様化する相談に対し、これまで以上に支援機関で丸ごと受け止め、必要な支援につなげていく体制整備を推進していく。	1・2	3
38	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、市窓口や地域包括支援センターにおいて初段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	・市窓口や地域包括支援センターにおいて随時相談を受け付けた。	・実施を継続	1	3
39	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談。	・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を実施。	・実施を継続	1	3
40	地域包括支援センターの運営	高齢者相談業務・ケア会議の開催。	・高齢者相談業務:随時 5,780件 ・地域ケア個別会議:9回	・実施を継続	1	1・3
41	介護給付に関する事務	介護給付に関する総合相談。	・介護保険で利用可能なサービスなど給付に関する相談について随時対応した。	・実施を継続		

42	行田市在宅重度要介護高齢者等介護者手当支給事業	要介護4又は5の判定を受け、施設への入所等をしていない市内に居住する高齢者1人につき、月額5,000円を主として介護している方に支給している。 市窓口での申請時に介護者の抱える問題などを把握した場合には、支拂こつなげる等の対応を行う。	・要介護4又は5の判定を受け、施設への入所等をしていない市内に居住する高齢者1人につき、月額5,000円を主として介護している方に支給した。	・実施を継続		
43	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組みを総合的に支援する。	・派遣回数6回、派遣団体2団体	・実施を継続	1	
44	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続を行う。	・新規入所者3名	・高齢化に伴い措置入所は増加すると予測される。地域の実情に合わせて実施を継続していく。	1	
45	重複多受診者指導	重複多受診者に対し、健康相談を行うとともに適正受診の指導を行う。	・対象者(4人)にアンケートを送付し、状況確認を行った	・実施を継続		
46	市の健康相談の実施	保健師、栄養士、歯科衛生士による健康相談を行い、生活習慣改善の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。 健康診査受診者で指導が必要と思われる方に健康相談の案内を送付する。	・毎月1回年間12回の健康相談を開催。 ・健康相談18件、糖尿病健康相談1件、歯科相談19件の実施。	・実施を継続		3
47	特定健康診査	医療機関委託による身体計測、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査等の実施	・令和5年6月1日～令和6年2月28日まで市内医療機関で実施。	・実施を継続		
48	健康診査	生活保護受給者及び15歳～40歳未満の市民のうち職場等で健診を受ける機会がない者を対象に特定健診の項目と同じ内容の健診を行う。	・令和5年6月1日～令和6年2月29日まで市内医療機関で実施した。	・受診者の内、生活改善指導等が必要なものに、健康相談の通知を送付する。		
49	後期高齢者健康診査	医療機関委託による身体計測、腹囲測定、血圧測定、尿検査、血液検査等の実施	・支援した者はいなかったが、健診機会を通じて社会的、心理的フレイルの早期発見、相談等につなぐ機会となっている。	・引き続き健診を実施していく	1	
50	特定保健指導	特定健康診査の結果、必要な方へ保健指導を行う。	・令和5年9月～令和6年5月まで市内医療機関もしくは保険年金課直営で生活改善指導を実施。	・実施を継続		
51	こころの相談	年4回、精神科医師による個別相談	・年2回実施。	・年4回(6月、9月、12月、3月)実施予定。 ・寄り添った相談支援が行えるよう自殺リスクを抱えたことのある方による相談体制を検討	1・3	3
52	夫婦関係・DV等の相談	毎週木・土曜日の午後1時～4時に相談事業を実施。(予約制) ※土曜日(午後1時～2時)は市内在住の方を対象に電話相談でも可能。	・年間96日実施、相談件数 延べ77件	・毎週2日、実施予定	3	3
53	子育て包括支援センター(こども家庭センター)	保健師、助産師等が妊婦の精神状態から子育てに関する様々な相談を受け、状況を把握し、問題があれば関係機関こつなげる等、自	・年間を通じて妊娠期・子育て期の相談を実施	・こども家庭センターとして事業を継続して実施していく。		3

		自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。				
54	妊婦届・母子健康手帳交付	保健師、助産師等が本人や家族との接触時に妊婦の精神状態から子育て環境までのアンケートを実施。状況を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	・年間を通じて妊婦届時の面談、母子手帳を交付。			・実施を継続 3
55	新生児・産婦訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業	乳児を抱えた母親メンタル状態を質問紙により把握し、自殺のリスクを把握する。母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図るため、訪問担当者によるケース会議等を行っている。	・年間を通じて訪問を実施し、訪問担当者への研修会を年1回実施した。			・実施を継続 3
56	親子教室・個別相談・保育園幼稚園巡回相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きていることの包括的支援にもなり得る)	・親子教室:年間32回実施 個別:年間5回実施 ・巡回相談:年間9回実施			・実施を継続
57	離乳食教室(初期、中期、後期)	離乳食教室を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。	・初期:年間12回実施 ・中期:年間6回実施 ・後期:年間6回実施			・実施を継続
58	赤ちゃんクラス	生後4か月未満の乳児とその親を対象に、専門職による助言・指導を提供するとともに、親同士のつながりを作り、子育ての孤立化を防ぐことで、子育ての悩みを軽減する。	・年12回実施			・実施を継続
59	乳幼児健康診査	子どもに対する健康診査は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。子どもの発育発達の問題だけでなく、家庭状況の質問紙を実施し、親の健康状態や家庭の課題を把握し、支援施策や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる。そうした支援は生きていることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。	・4か月児健診:年間を通じて実施 ・1歳6か月健診、3歳児健診:年間10回実施 12回実施 ・2歳児歯科健診:年間			・実施を継続
60	保育・育児相談の実施(公立保育園・私立保育園など)	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施	・公立・私立保育園等において保育・育児相談の実施を継続中である。			・実施を継続
61	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給 児童扶養手当に関する手続きの中で、家庭の抱える問題を認知した際には、各種の支援に繋げる等の対応を行う。	・現在、窓口における申請手続きの際、自殺に繋がる可能性のある相談等はない状況であり、引き続き、日常的に実施を継続中である。			・実施を継続
62	ひとり親家庭等児童養育手当支給事業	ひとり親家庭等児童養育手当の支給 ひとり親家庭等児童養育手当に関する手続き	・現在、窓口における申請手続きの際、自殺に繋がる可能性のある相談等はない状況であり、引き続き、日常的に実施を継続中である。			・実施を継続

		の中で、家庭の抱える問題を認知した際には、各種の支援に繋げる等の対応を行う。				
63	保幼小連絡協議会との連携	全保育園・幼稚園・小学校の間で連絡を密にし、相互の授業、保育参観や情報交換、会報の発行等、幼児の幼・保育園から小学校への移行に関する連携を図る。	・小学校、幼稚園、保育園、こども園の先生方41名が授業を見合ったり、情報交換をしたりすることで、架け橋期のスムーズな接続に寄与した。	・行田市保幼小連絡協議会主催による、小学校及び幼稚園、保育園、こども園の授業参観及び研究協議会を実施する。		
64	心理発達相談・ことばの相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きていることの包括的支援にもなり得る)	・心理発達相談:年 12 回実施 ・ことばの相談:年 48 日実施(半日を 1 回)	・実施を継続		
65	奨学資金給与	修学に意欲があるのに経済的な理由で、就学が困難な高校生などに、月額 1 万円を学資金の一部として給与し教育機会の均等を図る。	・4 月申請受付	・実施を継続	2	
66	入学準備金貸付	高校・大学に入学を希望する者の保護者で入学金の調達が困難な者に対して無利子で入学準備金の貸付を行い、勉学を志す者に等しく教育を受ける機会を与える。	・2 月申請受付	・実施を継続	2	
67	就学援助費及び特別支援就学奨励費補助金	ア)経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 イ)特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	・通年申請受付	・実施を継続	2	
68	アウトリーチ支援(重層的体制整備事業)	必要な支援が行き届いていない方の把握と継続的な訪問を通し、本人・家族との信頼関係を構築した上で、ニーズに沿った支援につなげる。また、訪問時に、本人の状態が医療的な支援等を必要とする場合には、医師等による訪問支援を行い、適切な支援につなげる。	・社会福祉法人行田市社会福祉協議会、一般社団法人行田市医師会に委託 ・相談延べ対応件数:104 件(医師等によるアウトリーチ支援の実績はなし)	・実施を継続	1・2	3
69	林間学校費補助金	要・準要保護世帯を対象に、小中学校の林間学校へ参加するための費用の一部を負担する。	・支給人数:203 名	・実施を継続		
70	障害者自立支援事業ほか障害福祉各種給付、支援事業	総合支援法等に基づき、各種サービスを給付する。	・障害福祉サービスの給付を 13,200 人(延べ人数)に対して行った。	・障害福祉サービス等の給付を継続して行う。		
71	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、その相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立支援計画の作成等さまざまな支援を一体的に行い、生活困窮者の自立の促進を図る。	・年間を通じて実施した	・実施を継続	2	3
72	生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金)	離職等により困窮し、居住する住宅の所有権を喪失する恐れがある人や賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった人に対し、就職を容易にするため住居を確保す	・年間を通じて実施した	・実施を継続	2・3	

		る必要があると認められるものに対し給付金を支給する。				
73	失業者生活つなぎ資金貸付	経済状況の変動により失業した方がいる世帯に対し、生活資金の貸付を行う。(貸付限度額:50万円以内、利率:無利子、担保:なし、償還方法:6ヶ月据置70ヶ月以内の均等償還)	・ホームページに掲載	・実施を継続	2・3	
74	中小企業向け融資制度(小口事業資金、商工業振興資金、中小企業経営近代化振興資金)	・金融機関と提携し低利での貸出を行う。 ・制度の取扱を行っている市内金融機関へ貸付中の資金及び完済者(期限内完済者かつ市税完納者)へ支払利子の一部について利子補給を行う。(中小企業経営近代化振興資金は、完済者(期限内完済者かつ市税完納者)への支払利子の一部について利子補給はなし。)	・都度相談、申請を受付	・実施を継続	2・3	
75	排水設備改造資金貸付業務	排水設備改造資金について50万円を限度とし、貸付を行っている。(50ヶ月以内の均等額償還、無利子)	・令和5年度新規貸付なし。	・実施を継続		
76	休日急患診療事業	休日に発生した救急患者に初期治療を実施する医療機関を確保する。	・行田市医師会に委託し、休日に発生した救急患者に初期治療を実施する医療機関を確保した。 ・診療日数79日(延べ81日)内科、外科、小児科等の医療を確し、2,830名の初期治療に当たった。	・実施を継続		
77	職員の健康管理事務	全職員を対象とした健康診断、ストレスチェック及び産業因による健康相談の実施。	・6月実施(健康診断、ストレスチェック) ・毎月実施(産業医健康相談) ・健康診断670名、ストレスチェック709名、産業医健康相談39名	・実施を継続	2	-
78	小中学校教職員ストレスチェック事業	年2回、ストレスチェックを実施し自身のストレスの状態を知る。事業者は、集計や分析結果を環境改善に役立てる。	・7月と12月に2回ストレスチェックを実施した。	・実施を継続	2	-
(2) 自殺対策に資する居場所づくりの推進						
79	公民館各講座	公民館主催で、スポーツや料理、手芸、音楽等の生涯学習講座を行う。	・中央公民館及び地域公民館16館にて各種講座を実施。	・実施を継続	1	1
80	地域公民館各学級	少子化・核家族化の進行など、子どもたちをとりまく家庭教育環境が変化する中、親子の交流のための事業や子育てに関するアドバイザーの育成を行うなど、幼児教育の充実を図る。	・市民の居場所提供及び孤立防止のため、各地域公民館にて実施	・実施を継続		1
81	地域公民館各学級	家庭教育は、親や保護者が家庭生活をとおして子どもの発達を促し、子どもの発達段階に応じた家庭教育を行うことが子どもの成長にとって大切である。家庭教育における今日的課題を取り上げるなどの配慮をすするとともに、より多くの親に働きかけ家庭教育について考える機会を提供する。	・市民の居場所提供及び孤立防止のため、各地域公民館にて実施	・実施を継続		1

82	地域公民館各学級	情報技術・科学技術の進歩等、子どもたちをとりまく社会環境が変化し、青少年が生活体験や自然体験などの様々な体験機会を日常的に得ることは難しくなっている。地域の教育力の充実が期待される中、「生きる力」を育むための鍵となる生活・自然・ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを編成し、自発性を育成する。	・市民の居場所提供及び孤立防止のため、各地域公民館にて実施	・実施を継続		1
83	地域公民館各学級	近年、女性のさまざまな分野への進出が進み、男性にも家庭や地域におけるさまざまな分野への参画も必要となっている。女性がそれぞれの立場で自らの資質や能力を向上させ、男女共同参画の考え方にふれることができるよう配慮するとともに、女性をとりまくさまざまな社会的課題にも取り組めるような学習活動を発展させる。	・市民の居場所提供及び孤立防止のため、各地域公民館にて実施	・実施を継続		1
84	地域公民館各学級	多くの高齢者は、長い老後をより有意義に過ごすための目標を持っている。そのために学習活動や健康づくり等に励んでおり、また高齢者は家庭や地域社会でその役割を果たすことによって有用感、存在感も自覚するものである。団塊の世代を含め、その年齢に応じた社会的能力の向上の場、積極的な生きがいを求める学習の場を提供するとともに、地域における指導者の育成が必要である。	・各地域公民館にて各種学級を実施。	・実施を継続	1	
85	地域公民館各公民館利用クラブ	公民館の目的を理解し、その運営に協力するよう努め、また公民館が行う事業に積極的に参加し、継続的・計画的に社会教育に関する事業について、会員による自主的・継続的な活動を行うクラブを公民館利用クラブとして認定する。 ・青少年教育に関するクラブ ・成人教育に関するクラブ ・高齢者教育に関するクラブ ・体育、運動、レクリエーションに関するクラブ ・芸術・文化に関するクラブ ・その他主として社会教育に関する事業を行うクラブ	・地域公民館 16 館にて 265 クラブが認定されている。	・実施を継続	1	1
86	老人クラブ	老人クラブという身近な仲間が集まる場で交流するとともに、地域で支えあいながら活動することで、孤立や孤独の防止を図るとともに、社会活動に参加することで高齢者の健康増進や生きがいづくりに繋げる。	・ウォーキング大会や日帰り視察研修、いきいき芸能発表大会を実施。	・老人クラブへの加入促進を図り、更なる活性化を進める。		
87	いきいきサロン	身近な地域の人と交流の場となるいきいきサロンを通じて、仲間づくりをすることで、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送ることを目的に、各地域の集会所等で実施する。	・市内 75 力所で月 1 回程度実施 ・年 1 回協力員研修、代表者連絡会を実施	・年 1 回協力員研修、代表者連絡会を実施		
88	社会自立支援事業	行田市総合福祉会館にて高齢者、障害者・児を対象として、機能回復訓練事業、各種教室	・年間を通じて実施した	・実施を継続	1	

		事業を実施し、健康づくり、生きがいづくりの場を提供している。				
89	生きがい施策 (高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成。	・高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行った。	・実施を継続	1	1
90	オレンジカフェ(認知症カフェ)	レクリエーションや情報交換(講話)、当事者同士の交流、専門職への相談などができ、介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュにつながる。	・市内8カ所、年71回実施	・オレンジカフェを新築増設するとともに、「新しい認知症観」を踏まえ、より一層認知症患者とその家族の悩みの解消や居場所づくりを行っていく。	1	1
91	第1号訪問・通所生活支援事業	心身機能の維持向上のための居場所づくり活動。	・訪問相当:延1,420件 通所相当:延4,474件 訪問C:延15人 通所C:延55人 通所A:延700人	・実施を継続	1	
92	地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	・拠点職員が月2回相談日を設けるとともに随時相談の対応を行っている。	・引き続き、拠点職員により相談業務を行う。		
93	おうち子育て支援事業	保育所等に入所していない子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、育児負担や経済的負担の軽減を図る。	・おうち子育て支援金支給 319人	・こども誰でも通園制度の試行的事業を実施 ・未就園の12歳児の保護者にヴェールカフェ利用券を配布 ・出産時におうち子育て支援金を支給		
(3)自殺未遂者への支援						
94	こころの相談【No.51再掲】	年4回、精神科医師による個別相談	・年2回実施。	・年4回(6月、9月、12月、3月)実施予定。 ・寄り添った相談支援が行えるよう自殺リスクを抱えたことのある方による相談体制を検討	1・3	3
基本施策4 自死遺族等への支援の充実						
(1)遺された人への支援						
95	こころの相談【No.51再掲】	年4回、精神科医師による個別相談	・年2回実施。	・年4回(6月、9月、12月、3月)実施予定。 ・寄り添った相談支援が行えるよう自殺リスクを抱えたことのある方による相談体制を検討	1・3	3
96	情報提供	必要に応じて、自殺家族等の集まり「大切な人を亡くされた方のつどい」を案内		・埼玉県精神保健福祉センターと連携し、自殺家族等への支援のため、つどいの情報提供をしていく。		
基本施策5 児童生徒の自己肯定感を高め、SOSを出せる環境づくり						
(1)児童生徒や若年層への自己肯定感向上の推進						
97	健全育成のためのコミュニティ活動への支援	関係団体向けの各種研修を行うとともに、児童が地域住民と交流する機会を提供する。	・子ども会向けに年3回の講演会を開催。 ・ジュニアリーダー育成として、年8回の研修と3回のその他活動を実施。 ・放課後子ども教室を市内小学校10校で実施。	・継続して実施していく。		
98	キャリア教育	中学生の職場体験実習等を行うことで、進路キャリア意識の啓発を図る。	・中学2年生において、年1回実施。	・実施を継続		

99	生命に関する授業	生命を大切にすることに関連した教室等を行う。	・喫煙予防教室は6校で各1回、助産師による「生命の授業」は13校で各1回、ピンクリボンの会による「がん教育・生命の授業」は5校で各1回実施した。	小中学校全校での実施を目指す。	2
100	こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくりを推進し、子どもの健やかな育成を図る。	・子ども食堂運営団体への補助金 6団体 607,000円	・子ども食堂支援及び多世代食堂支援を行う団体に補助を行うとともに、多世代交流拠点支援を行う団体に補助を行う。	
(2)児童生徒や若年層への相談支援の推進					
101	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	・年間を通じて18歳未満までの子どもと家庭の困りごとについて、相談を実施。 ・相談受付件数500件	・継続して実施していく。	2
102	教育相談事業	電話、面接相談を中心に教育相談を実施する。要請に応じて各小・中学校を訪問する巡回教育相談を実施する。児童生徒の行動観察を行い、専門的な立場からの見立てを通して、学校関係者に指導・助言をする支援を実施する。	・面談相談を行い、きめ細やかな相談に努められた。年々相談件数は増加傾向にあり、特に子供の発達に関して悩む保護者の利用が多くなっているとともに、学校からも専門的知見を学びたい旨の相談が増えている。 ・約2000件の電話相談を実施。	・今後も、保護者や学校のニーズに合わせて教育相談を確実に実施し、子供の特性の理解に努めていく。	2
103	早期療育事業	発達の特性が気になる幼児・児童を対象に個別の療育を実施し、発達障害の早期発見・早期支援に努め、幼児期から学齢期に繋がる支援を行う。子育てに悩む保護者に対しても、子どもへの関わり方について学ぶ機会を提供し、より良い親子関係の育成に資する。	・指導員の綿密な計画のもと、発達の特性が気になる幼児・児童を対象に個別の療育を実施し、健全な育成に向け支援をすることができた。 ・子育てに悩む保護者に対して、適宜教育相談を実施して円滑な学校生活につなげられるようにした。	・指導員の綿密な計画のもと、発達の特性が気になる幼児・児童を対象に個別の療育を実施し、健全な育成に向け支援をする。 ・子育てに悩む保護者に対して、適宜教育相談を実施して円滑な学校生活につなげられるようにする。	
104	就学相談事業	対象となる子どもの特性を理解し、就学対象校・医療機関・福祉などの関係機関と連携した相談活動を行う。就学先の学校見学に同行したり、数回の面談を実施したりして、保護者の不安や悩みに寄り添える就学相談を展開し信頼を得ている。	・対象となる児童生徒の特性を理解し、就学対象校・医療機関・福祉などの関係機関と連携した相談活動を行った。 ・必要に応じて就学先の学校見学に同行したり、複数回の面談を実施したりして、保護者の不安や悩みに寄り添う就学相談を行った。	・対象となる児童生徒の特性を理解し、就学対象校・医療機関・福祉などの関係機関と連携した相談活動を行う。 ・必要に応じて就学先の学校見学に同行したり、複数回の面談を実施したりして、保護者の不安や悩みに寄り添う就学相談を行う。	
105	いじめ対策事業	さわやか相談員やスクールカウンセラーを継続して配置をする。	・各中学校にさわやか相談員を2名配置(毎日必ず1名が勤務) ・各小・中学校にスクールカウンセラーを1名配置(不定期)	・令和5年度と同様の規模で、相談体制を整える。	2
106	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒(市内小・中学校に通う児童・生徒を対象にした)適応指導教室を設置する。不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・スポーツ活動指・体験活動指導等を実施する。	・不登校児童生徒(市内小・中学校に通う児童・生徒を対象にした)適応指導教室を設置。 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・スポーツ活動指・体験活動指導等を実施した。 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を行った。	・不登校児童生徒(市内小・中学校に通う児童・生徒を対象にした)適応指導教室を設置。 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・スポーツ活動	2

		不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を行う。		指・体験活動導等を実施している。 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を行っている。		
(3)児童生徒がSOSを出せる環境づくり						
107	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育分野に関する知識と社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童生徒の課題解決に向けた対応を図る。置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、保護者・教職員等に対する支援・相談、学校のチーム体制の構築・支援等を行う。	・年度当初に、市内20校の小・中学校長等面談して各学校の状況把握を実施。その後、必要に応じて電話・訪問等を行って児童生徒やその保護者、各学校関係者と密な連絡・相談を実施した。 ・不登校対策会議を行い、一人一人に応じた支援方法の在り方を協議し支援した。	・年度当初に、市内20校の小・中学校長等面談して各学校の状況把握を実施する。その後、必要に応じて電話・訪問等を行って児童生徒やその保護者、各学校関係者と密な連絡・相談を実施する。 ・不登校対策会議を行い、一人一人に応じた支援方法の在り方を協議し支援する。		2
108	相談窓口の周知	・児童生徒が一人で悩まずに相談ができるよう、相談窓口の情報提供を行う。	・小学4年生、6年生、中学2年生対象に、どんなことでも相談できる「子どもスマイルネット」の周知を行った。	・実施を継続		2
(4)児童生徒や若年層への健全育成に資する各種取り組みの推進						
109	公民館各講座【No.79再掲】	公民館主催で、スポーツや料理、手芸、音楽等の生涯学習講座を行う。	・中央公民館及び地域公民館16館にて各種講座を実施。	・実施を継続	1	1
110	地域公民館各学級【No.82再掲】	情報技術・科学技術の進歩等、子どもたちをとりまく社会環境が変化し、青少年が生活体験や自然体験などの様々な体験機会を日常的に得ることは難しくなっている。地域の教育力の充実が期待される中、「生きる力」を育むための鍵となる生活・自然・ボランティア等の体験活動を取り入れたプログラムを編成し、自発性を育成する。	・市民の居場所提供及び孤立防止のため、各地域公民館にて実施	・実施を継続		1
111	地域公民館各公民館利用クラブ【No.85再掲】	公民館の目的を理解し、その運営に協力するよう努め、また公民館が行う事業に積極的に参加し、継続的・計画的に社会教育に関する事業について、会員による自主的・継続的な活動を行うクラブを公民館利用クラブとして認定する。 ・青少年教育に関するクラブ ・成人教育に関するクラブ ・高齢者教育に関するクラブ ・体育、運動、レクリエーションに関するクラブ ・芸術・文化に関するクラブ ・その他主として社会教育に関する事業を行うクラブ	・地域公民館16館にて265クラブが認定されている。	・実施を継続	1	1
基本施策6 地域におけるネットワークの強化						
(1)住民同士の助け合いへの支援						

112	民生委員・児童委員活動【No.28 再掲】	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	・年間を通じて実施した。	・実施を継続		1
113	地域安心ふれあい事業	住民同士が協力して助け合い、支援が必要な方を地域で支えるため「支えあいマップ」を活用した「ふれあい見守り活動」と、公的サービスでは対応しきれない「谷間」を埋める「いきいき・元気サポート制度」を実施している。	・年間を通じて実施した	・実施を継続	1	1
114	いきいき元気サポーター	地域の登録ボランティア(有償)による話相手や高齢者等の買い物困難者に対する支援を行う。	サポーター登録者数 110 人、利用登録者数 128 人、利用延人数 1,475 人	・実施を継続	1	1
115	行田市地域福祉推進計画	・みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、地区の特性を踏まえた住民の意見を反映し、誰もが地域で安心して生活していけるよう、地域福祉推進計画を策定する。 ・計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地域福祉の推進体制の構築を図る。	・年間を通じて実施した	・令和7年度から令和11年度までを計画期間とする行田市地域福祉推進計画を策定する。 ・地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題の解決のために必要となる施策の内容や体制等について、関係機関等含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していく。	1	1
(2)地域のつながりの強化						
116	老人クラブ【No.86 再掲】	老人クラブという身近な仲間が集まる場で交流するとともに、地域で支えあいながら活動することで、孤立や孤独の防止を図るとともに、社会活動に参加することで高齢者の健康増進や生きがいづくりに繋げる。	・ウォーキング大会や日帰り視察研修、いきいき芸能発表大会を実施。	・老人クラブへの加入促進を図り、更なる活性化を進める。		
117	いきいきサロン【No.87 再掲】	身近な地域の人と交流の場となるいきいきサロンを通じて、仲間づくりをすることで、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健康で楽しい生活を送ることを目的に、各地域の集会所等で実施する。	・市内75カ所で月1回程度実施 ・年1回協力員研修、代表者連絡会を実施	・年1回協力員研修、代表者連絡会を実施		
118	社会自立支援事業【No.88 再掲】	行田市総合福祉会館にて高齢者、障害者・児を対象として、機能回復訓練事業、各種教室事業を実施し、健康づくり、生きがいづくりの場を提供している。	・年間を通じて実施した	・実施を継続	1	
119	生きがい施策(高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成。	・高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行った。	・実施を継続	1	1
120	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進を図る。	・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の遂行 ・地域ケア推進会議:年12回開催 ・第2層協議会(地域の話し合い会議)4か所設置 ・在宅医療・介護連携推進協議会作業部会年17回開催	・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の遂行 ・地域ケア推進会議:年12回開催 ・第2層協議会(地域の話し合い会議)4か所設置	1	1

			<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業の実施 ・認知症総合支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進協議会作業部会開催 ・包括的支援事業の実施 ・認知症総合支援事業の実施 		
121	地域支援ネットワーク会議の開催	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する地域支援ネットワーク会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策との連動及び高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や介護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で、上半期、下半期と2回実施できた。また、「ご近所見守りチェック表」を地域包括支援センターの社会福祉士が作成し、地域支援ネットワーク会議で周知を図った。 ・地域支援ネットワーク会議を51回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きネットワーク会議を行い、見守り体制を強化していく。 	1	1
122	ひとり暮らし等施策	在宅高齢者緊急通報システム利用者、乳酸飲料配達利用者、配食サービス利用者に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者緊急通報システム利用者、乳酸飲料配達利用者(6月まで)、ひとり暮らし高齢者見守り事業(7月から)、配食サービス利用者に対する安否確認を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし見守り事業について、運用の改善を図る。 	1	
123	買い物支援を通じた地域づくり	民間企業との協定による移動販売を開始し、販売を通じた交流の促進とコミュニティづくりを進め、孤立、孤独防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・販売場所:45箇所 ・延べ利用者数3,480人 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売場所の追加を行うとともに、販売前後での健康講座や介護予防の取組を推進し、更なる交流機会の確保とコミュニティづくりを推進していく。 		

第2次自殺対策計画 基本理念案

1 基本理念案

- ①国 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- ②埼玉県 //
- ③行田市 誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指す

2 啓発活動のキャッチフレーズ案

- ①国 無し
- ②埼玉県 気づいてください体と心の限界サイン
- ③行田市

3 行田市のキャッチフレーズ案

- ① 一緒に支える、私たちのまちづくり。
(視点：地域のつながり)
- ② 心をつなぐ、命をつなぐ。
(視点：自殺未遂者などの支援)
- ③ 地域の絆が生きる力を育む。
(視点：生きる大切さ)

第2次自殺対策計画策定スケジュール

NO	期 日 等	内 容
1	令和6年8月1日(木) ・市役所3階305A会議室 ・午後1時15分から	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・正副委員長の選出 ・現行計画 ・国県の計画 ・本市の現状 ・取組み骨子案 ・今後のスケジュール ・その他
2	令和6年10月18日(金) ・市役所3階306会議室 ・午後3時00分から	第2回策定委員会 ・前回の概要 ・計画構成案及び素案 ・基本施策案、重点施策案 ・基本理念案 ・生きる支援関連施策 ・今後のスケジュール ・その他
3	12月下旬	第3回策定委員会 ・計画案の決定
4	令和7年1月中旬から2月中旬	パブリックコメント
5	3月上旬	第4回策定委員会 ・計画決定
6	3月末	計画策定